

資料 4

岩手県営体育館と
岩手県勤労身体障がい者体育館の集約化の
検討に係る需要予測調査業務

企画提案審査要領

令和 8 年 3 月

岩 手 県

岩手県が実施する「岩手県営体育館と岩手県勤労身体障がい者体育館の集約化の検討に係る需要予測調査業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定は、公募型プロポーザル方式によって行うものとする。

委託候補者を選定するための企画提案審査の概要については、次のとおりとする。

1 審査機関

- (1) 本業務に係るプロポーザルの審査については、審査・選考に係る選考委員会（以下「選考委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 選考委員会は、プロポーザル参加者から提出された企画提案書等について、別途定める審査基準に基づき、審査を行うものとする。

2 審査項目及び配点

配点は100点満点とし、審査項目ごとの配点は次のとおりとする。

審査項目
(1) 事業目的（求められる成果等）【15点】
(2) 業務実施方針（提案内容の訴求力）【50点】
ア 提案内容の独自性・卓越性 25点
イ 提案内容の実効性・実現性 25点
(3) 業務履行能力（組織体制、業務実績等）【20点】
(4) 積算額【15点】

3 審査方法

- (1) 審査は、企画提案書等及びプロポーザル参加者による選考委員会の場でのプレゼンテーションに基づいて行うものとする。
- (2) 参加者が1者のみであった場合にも、選考委員会において企画提案書等及び参加者によるプレゼンテーションに基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価する。
- (3) 選考委員会の委員は、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査基準ごとに評価を行う。
- (4) 上記(3)の評点の合計点に基づき、委員ごとに上位3者まで順位点（1位－5点、2位－3点、3位－1点）をつけ、それを選考委員会で合計した総得点により順位をつける。
なお、総得点と同点の場合には、選考委員会において合議のうえ、総合順位を決定するものとする。

審査項目、審査基準及び配点

審査項目		審査基準	係数 ①	配点 ②	評点 ①×②
事業目的	事業目的	・本業務の趣旨、内容、課題、求められる成果等を理解し、本県の現状等と踏まえた的確な提案内容となっているか。		15	
提案のあった業務の内容が優れていること	業務実施方針	・提案内容が、発想や内容に優れ、誰もが理解しやすい内容となっているか。		25	
		・提案内容が、実績・実例などの根拠に基づく、実効性がある内容となっているか。		25	
業務を適正かつ確実に履行できる能力を有していること	業務履行能力	・提案内容を適正かつ確実に履行することが可能な組織体制が構築されているか。		10	
		・これまでの業務実績等から、本業務について必要なノウハウを持っていることが認められるか。		10	
	積算額	・積算単価や数量は提案内容と整合性が図られており、経済性が認められるか。 ※明らかに積算単価や数量と提案内容の整合性が図られていないと認められる費用積算内訳書を提出した参加者の評点は0とする。		15	
合 計			—	100	

係数

評価	係数
非常に優れている	1.0
やや優れている	0.8
どちらとも言えない	0.6
やや不十分である	0.4
不十分である	0.2
提案内容を採用できない	0